

# 鳥取縣公報

## 訓令

◇鳥取縣訓令甲第十号

鳥取県木材工業指導所設置條例（昭和二十六年三月鳥取県條例第二十五号）に基く鳥取県木材工業指導所処務規程を次のように定める。

昭和二十六年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県木材工業指導所処務規程

第一條 鳥取県木材工業指導所（以下「本所」とす。）

に次の係を置く。

一、総務係

二、技術係

第二條 各係の分掌は次の通りとする。

総務係

昭和二十六年六月二十二日  
第二千二百二十号 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

- 公印の保管に関する事項
- 人事に関する事項
- 予算、決算に関する事項
- 金錢、物品の出納保管に関する事項
- 文書の收受、発送並びに監理に関する事項
- 土地建物の管理保全に関する事項
- 所内の警備取締に関する事項
- 厚生及び衛生に関する事項
- 他部の主管に属しない事項
- 総合企画に関する事項
- 工業近代化の研究並びに指導に関する事項
- 試作品並びに見本品に関する事項
- 調査及び統計に関する事項
- 経営管理の研究並びに指導に関する事項
- 展示会、講習会、講演会、競技会等に関する事項

試験研究指導機関との連絡に関する事項  
 業務報告に関する事項  
 技能者の養成に関する事項  
 技術係

意匠圖案設計の研究並びに指導に関する事項  
 研究試作及び信託試作に関する事項  
 原材料利用の研究並びに指導に関する事項  
 製材の試験研究並びに指導に関する事項  
 乾燥の試験研究並びに指導に関する事項  
 単板の試験研究並びに指導に関する事項  
 機械器具の試験研究並びに指導に関する事項  
 製作技術の試験研究並びに指導に関する事項  
 曲木の試験研究並びに指導に関する事項  
 接着及び接合の試験研究並びに指導に関する事項  
 合板及び成型合板の試験研究並びに指導に関する事項  
 塗装の試験研究並びに指導に関する事項  
 竹、杞柳及び藤製品の試験研究並びに指導に関する事項

事項  
 乾燥度試験に関する事項  
 強弱試験に関する事項  
 製品の検査に関する事項  
 分析化学試験に関する事項  
 第三條 所長は知事の命を受け所務を掌理し職員を指揮監督する。  
 第四條 所長に事故があるときは所長の指定した係長がその職務を代理する。  
 第五條 所長は職員の任免進退に関し知事に意見を具申することができる。  
 第六條 各係に係長を置き所長が任命する。  
 第七條 次の事項は所長において専決処理することができる。  
 一、職員の事務分掌  
 二、職員の管内出張  
 三、職員の管外出張、但し即日帰庁の場合に限る  
 四、職員の欠勤、休暇、私事旅行

五、傭人(助手、小使、給仕)の任免  
 六、製作品の処分  
 七、機械器具並びに参考品の貸与  
 八、所名又は所長名による文書の往復  
 九、研修生の入退所  
 十、前各号の外軽易な事項  
 第八條 所長は重要な用務を帯びて出張したときは帰所後直ちに知事に復命しなければならない。  
 第九條 本所はその業務について一般の依頼に応ずることが出来る。  
 第十條 所長は毎年四月末日までに前年度における業務功程を知事に報告しなければならない。  
 第十一條 前各條に規定するものの外必要な事項に関し

ては所長が知事の承認をへて定める。  
 附則  
 この規程は公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日

から適用する。

告示

鳥取縣告示第百六十八号

鳥取県木材工業指導所設置條例(昭和二十六年三月鳥取県條例第二十五号)に基く鳥取県木材工業指導所諮問委員会規程を次のように定める。  
 昭和二十六年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県木材工業指導所諮問委員会規程

第一條 鳥取県木材工業指導所諮問委員会(以下「委員会」という。)は、所長の諮問に応じ鳥取県木材工業指導所(以下「指導所」という。)の円滑な運営を図ることをもつて目的とする。

第二條 諮問委員会は所長に意見を具申することができる。

第三條 委員会は委員長一名、副委員長一名、委員若干名をもつて組織する。

2 委員長及び副委員長は委員の互選によつて定める。  
 3 委員は広く学識経験者の中から知事が委嘱又は任命する。

4 委員の任期は一ケ年とする。

第四條 委員長は委員会を総理する。

委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

第五條 委員会には必要に応じ専門部会を設けることができる。

前項の専門部会の運営等については委員会において定めるものとする。

第六條 委員会の会議は委員長が招集し委員長が議長となる。

第七條 委員会は委員が二分の一以上出席しなければ会議を開くことができない。

委員会の議事は出席委員の過半数によつて決する。可否同数のときは委員長が決する。

第八條 委員会に幹事若干名を置き知事が委嘱又は任命する。

2 幹事は委員長の指揮を受けて庶務を整理する。  
 第九條 委員会は必要に応じ関係者の意見を徴することができる。

附則

この規程は公布の日から施行する。

◇鳥取縣告示第二百六十九号

昭和二十四年一月鳥取県告示第十八号鳥取県国民健康保険診療調整協議会規程は廃止する。

昭和二十六年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百七十号

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）附則第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれる市町村の名称並びに農業委員会の名称及び区域を次のように定める。

昭和二十六年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

郡市 農業委員会  
 町村名 会の名

鳥取市 稲葉農業委員会  
 百谷、滝山、小西谷、卯垣、岩倉、岩倉新道

富桑 品治、西品治、田島

中ノ郷 円護寺、覚寺、浜坂、浜坂新田

賀露 賀露

美保 古市一區、富安、吉成、的場、大覚寺、宮長、叶、数津

旧市 其の他の区域

米子市 住吉 旗ヶ崎一、二、三区、安部 上後藤ノ一、二

車尾 戸上、観音寺、車尾二、三、四、五、六、七、八区

福生 福生一、二、三、四、五、六、七、八、九区

福米 福米一、二、三、四、五、六、七、八区

加茂 加茂一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一区

米子 其の他の区域

智頭郡 智頭 市智頭、市瀬、南方

山形 字篠坂、毛谷、大内、郷原、西野、大呂、芦津、八河谷

那岐 字大背、早瀬、大屋、東字塚、西字塚、野原、眞鹿野、奥本、河津原

土師 字三田、山根、穂見、木原、埴師、横田、三吉、慶所

富沢 字岩神、坂原、中田、惣地、新見、口波多、波多、口宇波、宇波

◇鳥取縣告示第二百七十一号

昭和二十六年六月鳥取県規則第三十号鳥取県漁船法施行規則附則第二項の規定による漁船の検認の期日を次の通り定める。

昭和二十六年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

七月一日より九月末日まで

